

ともに生きる社会をつくる

「障がい者が安心して暮らせるまち」

市では、障がいのある方もない方も、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障がい者相談支援の充実を図っています。

今号では、障がい者相談支援の概要と拡充についてお知らせします。

障がい者相談支援とは

地域生活をする上で、さまざまな悩みを抱える障がい者や家族の方からの相談に応じて、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援および関係機関への連絡調整などを行い、障がい者が自立した生活を送れるよう総合的に継続的に支援することです。

市では、これまで障がい者支援センター（浜町）だけで行っていた相談支援を、

より身近な場所を受けられるよう、新たに4カ所の事業所を開設しました。



支援の内容

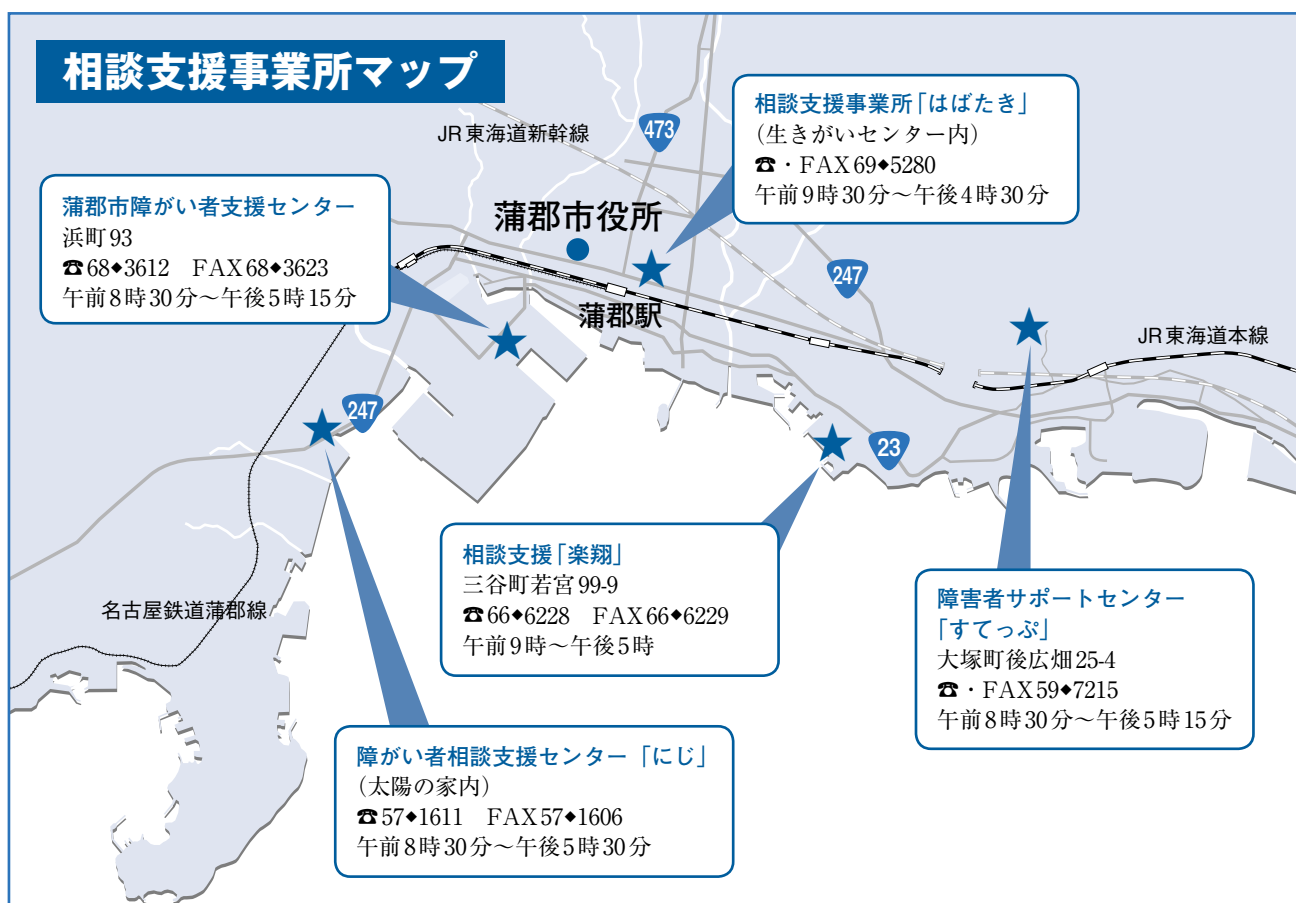
- ・日常生活全般にわたる相談
- ・障害福祉サービスの利用相談
- ・就職や仕事についての相談
- ・その他関係機関（学校・病院・施設）との連絡調整
- ・各種制度の情報提供 など

相談方法

相談支援事業所に直接行くか、電話やファクスでご相談ください。なお、事前に電話などで連絡をすれば、都合のよい日時に設定することもできます。

また、内容によっては、相談専門員が自宅に伺うこともあります。相談は無料、秘密は厳守します。

相談支援事業所マップ



※各事業所とも土・日・祝日、年末年始は休みです。詳しくは、各事業所へお問い合わせください。